

## 三郷市日中一時支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者等を一時的に預かる日中一時支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障害者等が日中における活動を行う場を提供し、障害者等の家族の就労を支援すること及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「障害者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。

2 この要綱において「重症心身障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する障害者等をいう。

(1) 次に掲げる障害のいずれも有する障害者等

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の障害（肢体不自由に限る。）

イ 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に定める㊦若しくはAの障害又はこれに相当する障害

(2) 日常的に医療的ケアを受けることを必要とする障害者等

### (対象者)

第3条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、障害者等であって、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けていないものとする。

### (事業の内容)

第4条 事業は、事業所において、対象者に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行うものとする。

### (事業者)

第5条 事業を実施する事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者

(2) 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者

(3) 法第5条第28項に規定する地域活動支援センターを運営する事業者  
(事業所等の基準)

第6条 事業を実施する居室の床面積は、対象者1人につき3.3平方メートル以上確保されていなければならない。

2 重症心身障害者等を含む対象者に事業を実施する事業所には、対象者3人につき看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を1人以上置かなければならない。

3 重症心身障害者等を除く対象者に事業を実施する事業所には、対象者7人につき従業者を1人以上置かなければならない。

(事業者登録)

第7条 事業を実施しようとする事業者は、その事業所ごとに、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録（以下「事業者登録」という。）を受けようとする事業者は、三郷市日中一時支援事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類については、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、これを省略することができる。

(1) 第5条第1号又は第2号に掲げる事業者にあつては、当該事業者として指定を受けた旨を証する書類の写し、同条第3号に掲げる事業者にあつては、地域活動支援センターの設置の承認を受けた旨を証する書類の写し

(2) 重症心身障害者等を含む対象者に事業を実施する場合にあつては、看護職員の資格を証する書類の写し

(3) 従業者名簿

(4) 事業所の平面図

(5) 傷害保険加入証書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、事業者登録の可否を決定し、三郷市日中一時支援事業者登録決定・却下通知

書（様式第2号）により当該申請をした事業者に通知するものとする。

（利用登録）

第8条 事業を利用しようとする対象者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録（以下「利用登録」という。）を受けようとする対象者又はその保護者は、三郷市日中一時支援事業利用登録申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第1号又は第2号に掲げる書類については、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、これを省略することができる。

（1）対象者が有する障害を証する書類の写し

（2）対象者が第16条各号に掲げる世帯のいずれかに属する場合は、その旨を証する書類

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用登録の可否を決定し、三郷市日中一時支援利用登録決定・却下通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

4 市長は、利用登録をしたときは、当該利用登録を受けた対象者（以下「利用者」という。）又はその保護者に対し、三郷市日中一時支援利用登録証（様式第5号。以下「利用登録証」という。）を交付するものとする。

5 利用登録の有効期限は、当該利用登録を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日とする。

（利用の申込）

第9条 利用者又はその保護者は、事業を利用しようとするときは、事業者登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に利用登録証を提示し、直接申込みを行うものとする。

（登録事業者の届出義務）

第10条 登録事業者は、登録事項に変更が生じたとき又は事業を廃止しようとするときは、速やかに三郷市日中一時支援事業者登録変更・廃止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出書には、その届出内容に応じ、第7条第2項各号に掲げる書類のうち必要なものを添付しなければならない。

(利用者の届出義務)

第11条 利用者又はその保護者は、登録事項に変更が生じたとき又は事業の利用を中止しようとするときは、速やかに三郷市日中一時支援事業利用登録変更・中止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出書には、利用登録証及びその届出内容に応じ、第8条第2項各号に掲げる書類のうち必要なものを添付しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する届出書(登録事項の変更に係るものに限る。)を受理したときは、記載事項を変更した利用登録証を交付するものとする。

(利用登録証の再交付)

第12条 利用者又はその保護者は、利用登録証をき損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、三郷市日中一時支援事業利用登録証再交付申請書(様式第8号)を市長に提出し、利用登録証の再交付を受けるものとする。

(事業者登録の取消し)

第13条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を取り消すことができる。

(1) 不正又は虚偽の申請により登録を受けたとき。

(2) 適切な事業運営を行うことが困難と認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、登録事業者として適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、三郷市日中一時支援事業者登録取消通知書(様式第9号)により登録事業者に通知するものとする。

(利用登録の取消し)

第14条 市長は、利用者又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消すことができる。

(1) 利用者が障害者等でなくなったとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により利用登録を受けたとき。

(3) 利用登録証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、利用することが適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、三郷市日中一時支援

事業利用登録取消通知書（様式第 10 号）により利用者又はその保護者に通知するものとする。

（利用時間）

第 15 条 事業の利用は、1 月当たり 15 時間までとする。ただし、利用者が児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児である場合は、8 月に限り 1 月当たり 30 時間まで利用することができる。

（利用料）

第 16 条 利用者又はその保護者は、事業を利用したときは、別表に定める利用料を登録事業者に直接支払うものとする。ただし、利用者が次の各号に掲げる世帯のいずれかに属するときは、利用料を無料とする。

(1) 市区町村民税非課税世帯

(2) 生活保護受給世帯

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による支援給付受給世帯

（他の制度との関係）

第 17 条 事業を利用している時間は、障害福祉サービスその他のサービスを利用できないものとする。

2 利用者が、障害福祉サービスその他のサービスであって事業に相当するものを利用できるときは、そのサービスを優先して利用するものとする。

（登録事業者の遵守事項）

第 18 条 登録事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従事者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 登録事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 登録事業者は、利用者又はその保護者に対し、その提供するサービスの内容、利用料、従業者の有する資格及び経理状況を明示しなければならない。

4 登録事業者は、従業者、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日の属する年度の末日から 5 年間保

管しなければならない。

5 登録事業者は、利用者への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。

6 登録事業者は、事業の実施により知り得た個人の情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、利用者又はその保護者の承諾があった場合は、この限りでない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 事業者登録、利用登録及び利用登録証の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行前であっても、第7条及び第8条の規定の例により行うことができる。

別表（第16条関係）

| 利用者の区分          | 利用料              |                                |
|-----------------|------------------|--------------------------------|
|                 | 1回の利用時間が1時間以内の場合 | 1回の利用時間が1時間を超える場合              |
| 重症心身障害者等を除く障害者等 | 80円              | 80円に加え、1時間を超える部分につき30分ごとに40円   |
| 重症心身障害者等        | 240円             | 240円に加え、1時間を超える部分につき30分ごとに120円 |

備考 1回の利用時間が1時間を超える場合において、当該利用時間に30分未満の端数時間があるときは、これを30分とみなして利用料を算定するものとする。